

平成30年第7回教育委員会

臨時会議事録

平成30年10月26日

東久留米市教育委員会

平成30年第7回教育委員会臨時会

平成30年10月26日（金）午前11時15分開会
市役所7階 704会議室

- 議題 （1）議案第36号 東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画の策定について
（2）諸報告
①西部地域の小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）について
②その他
-

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生涯学習課長	森 田 吉 輝
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 6人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前11時15分)

- 園田教育長 これより平成30年第7回教育委員会臨時会を開会します。委員は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。
○尾関教育委員 はい。

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○小堀教育総務課課長 いらっしゃいます。
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

本日の教育委員会の会議の開催に当たりまして、お詫びがあります。教育委員会の会議については、通常、掲示板への告示のほか、ホームページに掲載するなどして市民の皆様にお知らせをしているところですが、本日の臨時会についてはホームページへの掲載の仕方に誤りがありまして、前日のお知らせとなってしまいました。お詫びを申し上げます。申しわけありませんでした。今後は、このようなことがないように事務を進めるよう、十分注意してまいります。

なお、お配りの資料ですが、ご入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 議事に入ります。日程第1「議案第36号 東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○森山教育部長 「議案第36号 東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画の策定について」、上記の議案を提出する。平成30年10月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市立学校教員の働く環境を整備するため「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」を策定する必要があるためです。詳しくは、教育総務課長から説明します。
○小堀教育総務課長 「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画の策定について」、ご説明します。実施計画に盛り込むべき事項を検討するために設けました東久留米市立学校教員の働き方改革検討委員会からの報告内容については、10月11日開催の第10回教育委員会定例会においてご説明しています。

計画書の1ページからになりますが、当該報告の内容を十分に生かしながら、基本的考え方として、目的や本計画の位置付け及び小・中学校教員の勤務実態を掲載し、計画書として調製しましたのでこれを議案として提出します。目的及び位置付けについては、基本的には東京都の「学校における働き方改革推進プラン」に示された考え方を踏まえながら、本市としての意思を明らかにしています。なお、「1目的」ですが、1ページ上段、2段落目から3行ほどの文章があります。これを端的に申し上げますと、教員の職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図るということで

す。また、小・中学校教員の勤務実態については記載にありますように本市独自の調査は実施していませんが、東京都教育委員会が実施した「東京都公立学校教員勤務実態調査」の結果を抜粋して2ページに掲載しながら、本市においてもこれと同水準にあることを前提にしています。これ以降の項目については先ほど申し上げましたとおり、既に報告した検討委員会報告の内容をそのまま踏まえていますので、改めての説明は割愛します。よろしくご審議のほどお願いします。

○園田教育長 計画書の内容については、前回の会議で議題になりました検討委員会の報告書の内容を教育委員会の計画として策定することでよろしいかという、そういう趣旨の議案です。ご意見、ご質問はありますでしょうか。

○尾関教育委員 1ページ目の2に「必要に応じた見直しを行う」とあります。前回も申し上げましたが、こういう計画はそのとおりにいかない場合が多いと思いますので、「必要に応じた」とは言っても、必ず見直すというつもりでやっていただきたいと思います。

○小堀教育総務課長 本プランの策定自体が、東京都教育委員会からの要請もあってということですので。今後、この計画の進行管理に当たっては東京都教育委員会からの照会も想定していますので、達成状況等も当然把握していく必要があります。その段階で、まさしく必要に応じて見直しをする場面もあろうかと思っています。

○園田教育長 尾関委員のご指摘のとおり、働き方改革というものは1回の計画を策定して終わりということではなく、常に見直しをしていながら教員の働き方を考えていくものです。そのことが最終的に授業の改善や教育の向上に資するものだと考えていますので、今後とも必要に応じて見直していきます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

特になければ採決に入ります。「議案第36号 東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画の策定について」採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第36号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 日程第2、諸報告に入ります。「①西部地域の小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）」についての説明をお願いします。

○島崎学務課長 前回10月11日に開催しました第10回定例会において配付した資料に誤りがありましたので、先ずはその説明をさせていただきます。本日、改めて、平成30年10月26日付で「学校適正配置に向けた取組経過について」をお配りしています。資料をご覧ください。誤りがあったのは10月11日に配付した資料の第10回地域懇談会の出席者のところです。10月11日の資料では「出席21名」「傍聴2名」と説明しましたが、正しくは「委員16名」でした。お詫びしますとともに、今後は資料作成及び提供についてはより一層の注意を払っていきます。

続いて、「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）」に入る前に、教育委員の皆様にご配付している資料について説明します。下里小学校の保護者会に当たる世話人会から、適正化の推進に当たり、教育長宛てで3通の要望書が出

されています。要望書の項目について説明します。9月24日付の要望書です。①統廃合の時期について。統合するのかもしれないのかはっきり回答していただくよう要望します。②学校の選択制の導入について。2023年までの入学時まで学校を選択できるよう要望します。③第十小学校との統廃合についてのアンケート結果について。統廃合にかかわる担当者の皆様に目を通していただくよう要望します。今後の学校運営に関して参考にしていただきたい。10月10日付の要望書です。9月の懇談会にて教育委員会側から口頭で発表された内容について、全保護者を対象とした説明及び保護者の意見をしっかりと聞き届けてくれる場を設定してください。10月22日付の要望書です。①保護者の意見を聞いてから、統合の時期を決めてほしい。統廃合の時期については、保護者は納得していない。保護者会では、納得できる説明をしてほしい。②学校の選択が可能な地域をさらに拡大してほしい。特に卒業を迎える学年については、学校の選択ができるようにしてほしい。③第十小学校とも第七小学校とも交流事業をしてほしいといった内容の要望です。これらの要望書については受領後に教育長決裁で稟議しており、地域懇談会における意見交換と同様に保護者の意見として受け止めています。

それでは、「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）」について説明します。初めに、1ページの「計画策定にあたって」をご覧ください。東久留米市教育委員会では、学校の規模や配置・通学区域の見直し、より良い教育環境へ整備・充実をすることを目的に、「東久留米市立学校再編成計画」を平成14年11月に策定し、これまで滝山小学校、第八小学校、第四小学校の適正化を進めてきましたが、この計画で示された西部地域（下里小学校区域）の小学校の再編成については未着手となっています。一方、平成27年1月27日、文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（以下「文部科学省の手引」という。）が示されました。このことから、本市の学校再編成計画を文部科学省の手引に照らして検証するために、東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会を平成27年5月に設置し、28年2月に「東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書」をまとめました。検討委員会報告書においては、「下里小学校は第十小学校への統合を基本にして地域内再編成を検討する必要がある」との結論に至りました。その後、教育委員会では、保護者・地域住民等による学校統合等による適正規模の実現について意見交換をする場として、下里小学校において地域懇談会を組織し、平成28年10月から平成30年9月までの間、10回にわたり意見交換を行ってきました。懇談会では、検討委員会報告書をもとに西部地域の現状と課題を共有した上で、学校教育の在り方や学区域などについて意見交換を行いました。こうした経過を受けて、より具体的なステップとして、ここに西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画を策定し、より良い教育環境の実現を目指します。2ページの「1 計画の目的」をご覧ください。この目的は平成14年度の学校再編成計画の再掲となります。学校再編成計画は子どもたちの教育環境を整え、現在そして将来の子どもたちに「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育環境の下で学ぶことができる」権利を保障できるように、学校の規模や配置・通学区域を見直し、より良い教育環境へ整備・充実することを目的としています。「2 計画の基本的な考え方」。学校再編成計画、検討委員会報告書の結論を踏まえ、現在そして児童推計においても、全学年でクラス替えができない規模となっている下里小学校の教育環境をより良

いものにするために、下里小学校を第十小学校に統合することを基本に、西部地域の小学校の再編成を行います。「3 学校規模の適正化の必要性」。「①小学校の適正規模」については、法令上、学校規模の標準は学級数により設定されており、小学校は「12学級以上18学級以下」が標準とされています。また、文部科学省の手引においては、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安として、以下のように整理しています。学級数「6」をご覧ください。状況としては「クラス替えができない規模」。対応としては「学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。」としておりました。30年度現在、該当している学校は下里小学校になります。次に学級数「9～11」をご覧ください。状況「半分以上の学年でクラス替えができる規模」。対応としては「児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。」とあります。30年度に該当する学校としては第十小学校に当たります。

3ページの「②学校規模の標準を下回る場合の教育上の課題」をご覧ください。文部科学省の手引においては、学校規模の標準を下回る場合に以下の課題を示しています。

「学校運営上の課題」。主な点を説明します。クラス替えが全部の学年でできない。クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。「教職員が少なくなることによる課題」。三つ目のポチです。教員同士で切磋琢磨する環境をつくりにくく、技術指導の総合伝達になされにくい。「学校運営上の課題が児童に与える影響」。集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいなどと示されています。4ページの「③市立小学校児童数及び学級数の現状と推計」をご覧ください。検討委員会報告書作成時（平成28年3月）において、下里小学校は第十小学校への統合を基本として地域内再編成を検討する必要がある学校としました。平成30年度の教育人口推計においても、平成35年度（2023年）に下里小学校は児童数81人6学級となり、第十小学校は児童数226人7学級となり、この2校においては、検討委員会報告書作成時より児童数の減少が進んでいます。このことから、引き続き地域内再編成が必要な状況となります。【表1：平成30年度 児童数及び学級数の実数と推計】から、第十小学校及び下里小学校を抜き出し、さらに学年ごとの児童数・学級数を抽出し、第十小学校と下里小学校が統合した場合を想定して、表3として児童数・学級数を算出したところ、文部科学省の手引で示す学校適正規模となります。

続いて、6ページの「4 学校再編成」をご覧ください。「①通学区域と調整区域」。下里小学校を第十小学校に統合することにより適正規模の学級数となる見込みであることから、下里小学校の全通学区域を第十小学校の通学区域とします。ただし、下里小学校設置以前、現在の下里小学校が設置されている下里三丁目は第十小学校の通学区域でなく、第七小学校の通学区域であった歴史があり、地域懇談会において、通学区域の設定に当たっては過去の学区域の状況等を踏まえ、調整区域を設けるなどして弾力的な運用を求める意見等が出されました。児童数が減少する中で適正な学校規模を保つために、下里小学校の全通学区域を第十小学校の通学区域としますが、統合後の第十小学校が適正な学校規模を保てる範囲として、平成30年度に下里小学校に在籍し、下里小学校の閉校時に下里三丁目に住所のある在籍児童のみ第七小学校を選択することができるよう、時限的に調整区域とします。「②学校規模適正化の時期」についてですが、平成32年（2020年）4月に下里小学校は第十小学校に統合。平成31年度末（2020年3

月末)に下里小学校は閉校とします。7ページの「③就学計画」です。〔平成31年度〕。平成31年度の新入学児童(1年生)は下里小学校に就学しますが、第十小学校への就学も可とします。〔平成32年度〕。平成31年度に下里小学校に在籍している1年生～5年生については、平成32年度は第十小学校へ就学します。ただし、下里三丁目に住所のある平成31年度の2年生～5年生は、平成32年度に第七小学校へ就学も可とします。次に〔統合後の児童数想定〕です。下里三丁目を時限的に第七小学校への通学が可能な調整区域とし、仮に対象児童の全数が第七小学校を選択した場合を表4で想定したところ、統合する平成32年度(2020年)以降は、第七小学校及び第十小学校とも適正規模の学級数(12～18学級)の範囲となります。8ページの「④スケジュール」についてです。計画策定以降、下里小学校保護者説明会、第十小学校保護者説明会を開催しまして実施計画の説明を予定しており、その後、下里小学校新入学児童の説明会も開催を予定しています。続いて、3学期の期間で統合準備会を組織し、31年度からの交流事業について話し合いをしたいと考えています。32年度4月からは新体制を開始するという形で考えています。「5 適正化実施に伴う課題への対応」です。「(1)交流事業を行うなど、交友関係の変化への対応に努めます」。統合1年前から第十小学校と下里小学校で交流授業を行い、学校生活をできるだけ円滑に始められるよう、統合前における交友関係の構築を促します。「(2)教職員等への変化への対応に努めます」。統合後の第十小学校については新しい学校づくり重点支援事業を活用の上、教員の加配を行い、組織体制の充実を図ります。「(3)統合に伴う教育環境の整備に努めます」。通学区域の変更に伴う安全対策として、新しい学校づくり重点支援事業を活用の上、新たな交通擁護員の配置に努めます。第十小学校の施設整備検討し、必要に応じて実施します。説明は以上です。

○園田教育長 この実施計画(案)を、今後、下里小学校及び第十小学校の保護者全体の方にご説明をするという報告でした。補足しますと、8ページにスケジュールがあり、下里小学校の保護者と第十小学校の保護者の説明会の開催を1月以降と書いてありますが、これはあくまでも「案」がとれた報告書を1月以降説明するということですので、案についてはそれより前の11月中には説明するということです。

それでは、今の説明についてご意見、ご質問などはありますか。

○宮下教育委員 第1回から第10回までの地域懇談会の開催日程やご発言等が、見やすいようにまとめられていると思います。担当者の努力もこの一覧表から見えるのではないかと思います。

まず、適正化を行う時期について伺います。前回に続き本日もその資料が配付されていまして、懇談会における保護者からの意見が出ています。その中で、第10回の地域懇談会において初めて教育委員会から、通学区域及び統合年次についての考え方を示しており、保護者からは「アナウンスは早くしてほしいが、統合までの期間が短い」との意見が出されています。第9回の地域懇談会が5月に開催され、第10回は9月に開催されています。初めて考えを伝えたのが9月になったとのことですが、なぜ9月になったのか、理由があれば伺いたいと思います。また、統合年次計画を31年度末とした理由等も伺えればと思います。

○島崎学務課長 9月に懇談会を開催してその場で初めて教育委員会としての考えを示した理由、及び統合年次を31年度末とした理由についてお答えします。

9月に地域懇談会を開催した理由は、例年、東京都の教育人口推計が9月中旬に公表されており、その推計値が計画の考え方を左右することがあるためです。特に、全国的にも東久留米市においても平成29年度の出生数は少なかったことから、平成35年度の1年生の推計値については注目していたところです。東京都の推計値をもって考え方をまとめる必要があったことから、9月下旬の地域懇談会開催となりました。

次に、適正化の時期についてですが、3ページの②に記載しているとおり、文部科学省の手引では学校規模の標準を下回る場合の教育上の課題について示しています。学校運営上の課題においては、運動会等の集団活動・行事の教育的効果が下がる効果が示されており、教職員が少なくなることによる課題においては、教員同士で切磋琢磨する環境をつくりにくいことが示されています。児童推計においても、児童数の減少が進んでいく中で、可能な限り早い段階で子どもの教育環境を整えるためには、早急な対応が必要と考えていることから、31年度末に適正化を進めることとしました。

○宮下教育委員 教育委員会側の考えはよく理解しました。特に強調されていたのは学校規模の標準の問題と学校運営上の課題でした。いつの時期にするかについてはいろいろな面から考えていかなければなりません。

なお、偶然ではありますが、「31年度末まで」ということは32年度から変わるわけですが、その時はちょうど学習指導要領も変わる時なのです。「学習指導要領」は日本の場合には10年間、ディケイドという単位で変わってきていますので、偶然にも一致します。もちろん、学習指導要領が変われば全てその都度、適正化の考え方を取り入れていかなければいけないということではありません。しかし、本市にあてはめて統合の時期を考えるとすれば、実にタイムリーな時ではないかと思えます。

今回の教育課程におけるキーワードの一つが「主体的・対話的で深い学び」でして、よく言われている「アクティブ・ラーニング」です。アクティブ・ラーニングができるためには、多くの子どもたちと切磋琢磨しながら学び合うようなスタイルが求められてくるのです。日本中の子どもたちの学校教育がそのような方向性で動く時、32年度に新しい学習指導要領がスタートする。その直前ではありますが、そこから統廃合することはいいい時期なのではないかと思えます。この時期を逃すとまた同じことが続いていってしまうと思えますので、学習の面からすると妥当な時期ではないかと考えています。ですが、保護者のご意見もいただきながら、さらに教育委員会側の考え方をもっとしっかりしたものにしていかなければいけません。

○島崎学務課長 宮下委員からご指摘がありましたとおり、時期としましては偶然ではありましたが、新しい学習指導要領がスタートする直前ということになりました。

○園田教育長 9月に地域懇談会を開催した理由について補足します。本日「地域懇談会の経過について」という資料をお配りしていますが、第9回地域懇談会で委員から出された意見の4点が紹介されています。一番下に「学区域の調整についてもだが、リアルな数字を出さずに話し合えない。」という意見が出されています。適正配置を考えるに当たり教育委員会からの具体的な数値、特に、西部地域の子どもたちの数が今後どうなっていくのかの推計値を具体的に示してほしいと。その上でいろいろ議論をしたいのだと、そのような意見が保護者から出された経緯がありました。これについて対応するに当たっては、数値を出すのであればなるべく新しい数値を使うことがいいだろうということで、9月に東京都教育委員会から推計値が出されたのを待って開催したと、そうい

う経緯がありました。

そのほか、意見、ご質問いかがでしょうか。

- 馬場教育委員 第10回の地域懇談会で「事務局側から時期について伝えた」とありますが、具体的にどんな反応であったかを伺います。
- 島崎学務課長 教育委員会側から具体的な考えについて初めて示したことから、落ちていて受け止められる方もいましたが、「2年後の統合で驚いている」「保護者だけでなく子どもたちも気持ちがついていかない」「早過ぎる」など、統合年次について反対の声もありました。
- 馬場教育委員 私も保護者の一人として、何かが変化するというのは大人でも子どもでも、とても動揺すると思うのです。それがたとえ子どもたちの環境を良くするためとはいえ、大きな変化を強いられてしまう子どもや保護者の気持ちに寄り添っていただきたいと思います。なぜ驚くのかといえば、子どもを安心して下里小学校に通わせていた保護者からすると、大きな変化に不安が湧き上がってくるのは当然です。
その不安に対して、教育委員会がこれからどのように向かい合っていこうと考えているのか、具体的に伺いたいと思います。
- 島崎学務課長 教育環境が変わることに対する不安についてですが、8ページに「5適正化実施に伴う課題への対応」として記載しています。教育委員会としても児童の不安をできる限り払拭したい考えがあり、対応し得る範囲で努力していきたいと考えています。具体的には、統合前における交流事業や統合後の教員加配等で不安の解消につなげていきたいと考えています。
- 細田教育委員 第10回にわたる懇談会を経て計画案として提案されていますが、今後保護者全体にはどのような形で説明していくのですか。
- 島崎学務課長 下里小学校においては11月17日の土曜日、第十小学校においては11月21日の水曜日に、いずれも保護者全体を対象とした説明会を行う予定です。説明会においては本日お示した「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）」を説明し、計画案をまとめるに至った経緯や考え方についてお伝えしたいと考えています。
- 細田教育委員 懇談会開催後は全世帯に毎回、議事録を送付しているとのことですが、具体的な考えを保護者全体の前で教育委員会として示すのは初めてになりますね。分かりやすく、より丁寧な説明をしていただければと思います。
- 尾関教育委員 通学区域のことで伺います。以前第七小学校の通学区域だった下里三丁目は時限的に調整区域ということです。保護者の意見にもありますが、下里三丁目の通学区域は第七小学校でしたから、下里小学校が閉校するのならば第七小学校に行きたいという気持ちも非常に分かります。時限的ではないやり方にするのはどうでしょうか。
- 島崎学務課長 下里三丁目を第七小学校の学区域にすることができないか。もしくは時限的ではない調整区域にできないのかというご質問です。5ページの表3【第十小学校と下里小学校を統合した場合の児童数・学級数】をご覧ください。30年度の1年生、31年度の1年生、35年度（2023年）の1年生となる学齢に着目してください。児童数が少ない状況にありますが、比較して見ていただきたいのが7ページの表4【下里三丁目の児童の全員が第七小学校を選択した場合の児童数・学級数】です。下里三丁目を時限的に調整区域として全員が第七小学校を選択した場合、第十小学校の35年度

の推計が1年生45人、5年生45人、6年生42人となります。今回、お示した案においてもクラス替えができる41人以上を数名程度上回っています。しかし、時限的でなく通常の調整区域とした場合この計画案に示していませんが、33年度以降にはクラス替えができない学年ができてしまう可能性があります。このことから、統合後の第十小学校の適正規模を保つために時限的に調整区域にすることとしました。

○尾関教育委員 非常に微妙なラインで難しいとは思いますが、「クラス替えをする人数は41人である」ことを、この推計も含めてもっと説明していくことが必要だと思います。保護者の立場からいうと、「第十小学校に行くより第七小学校へ」という気持ちは非常によく分かりますので、そこを丁寧に説明していくことが必要だと思います。31年度の新入学児童は下里小学校に行きますが、下里小学校の学区の人は第十小学校にも行けるとなっています。下里小学校に入学を予定している児童の保護者で、下里小学校の閉校を知らないで行ったとかが決してないようにしてください。

選択肢は示す必要がありますが、きちんと伝えることはできますか。

○島崎学務課長 31年度に下里小学校に入学する新入学児童への情報提供ですが、先ほどお伝えしたとおり、来月11月17日に予定している保護者説明会にご参加いただくよう通知を送付しています。また、12月中旬に発送予定ですが、入学通知を発送する際にも計画を策定している段階であることについてお知らせし、また、例年行っていますが、1月にも新入学児童の保護者を対象とした説明会を開催し、計画案もしくは計画についてお知らせする予定としています。

○尾関教育委員 時期としては1年半先ですが、新入学児童の保護者にとっては数カ月先のことだと思います。説明をしているから分かるはずだということではなくて、保護者全員にきちんと伝わったかどうかの確認もやっていただきたい。例えば、保護者説明会に来なかった方はどういう理由で欠席されたのかということ等も確認できるのであれば行っていただくなどし、全員に知っていただける機会があるようにしてもらいたいと思います。

○園田教育長 ほかにご意見はよろしいですか。なければ、先ほど学務課長からご回答したとおり、今後、下里小学校は11月17日、第十小学校は11月21日に保護者全体を対象とした説明会を開催し、この実施計画案を説明していきます。その際に出たさまざまな意見については事務局で丁寧に分類し、その上で保護者の考え方やご質問についてどのように考えていくのかを整理して次回以降の教育委員会の中でお伝えしますので、改めて委員からご意見をいただき、議論した上で「案」のとれた実施計画をつくっていきたくて考えています。ほかに事務局から何かありますか。

○森山教育部長 特にありません。

○園田教育長 委員から何かありますか。

○馬場教育委員 昨日、教育長と私が出席しました「東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会」について報告します。参加者は各市の教育長、教育委員及び事務局でした。在日米軍横田基地内アメリカンスクール・イースト校の小・中学校を視察させていただきました。感想を一言で言いますと、文化の違いは実にいろいろあるのだなということと、「教育」にはその可能性といろいろな道があつていいのだということを目の当たりにしました。タトゥーをしていて真っ赤な髪の色の方が案内してくれたのですが、先生はとても自信に満ちていたのが感じ取れました。「この子たちにはこういうこ

とを教えたい。こういうふうに育てたい」という思いを私たちに熱く語られていました。また、中学校の校長先生は私たちにも、ここで何か手伝ってもらえないかという話もされていました。先生方が本当に楽しそうに自信に満ちあふれていると、それが子どもたちにも伝わるのだろうと思いました。

教師とは大変な仕事だと思いますが、子どもたちが自己肯定感を持って、ものごとをプラスに考えていけるようになるのは、日々、先生たちが楽しそうに自信に満ちている姿を見せるということも大事なのだろうと考えさせられました。そういう良さを日本の教育にも参考にさせてもらえたらと思います。

- 園田教育長 私も馬場委員と同じ感想を持ちました。それぞれの国の文化があって、その上で学校教育というものが成り立っているのだなと強く感じました。タトゥーの紹介がありましたが、私が「あれっ」と思ったのは掃除です。クラスの清掃を子どもたち自らではなく、事業者と言いますかそういう方が掃除をしていたのです。子どもが掃除した方がいいのではと思いはしましたが、それぞれの国の文化によって考え方が違うのだなということを強く感じました。

◎閉会の宣告

- 園田教育長 以上で平成30年第7回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午後零時)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成30年12月3日

教育長 園田 喜雄(自署)

署名委員 尾関 謙一郎(自署)